

職員の給与に関する勧告

別紙第2の報告に基づき、職員の給与について、次の事項を実現するため、所要の措置をとることを勧告する。

1 給料表

月例給（行政職）を3.02%引き上げるよう、現行の行政職給料表を別記第1(1)のとおり改定すること。

なお、行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に別記第1(2)から(6)、別記第2及び別記第3のとおり改定すること。

2 諸手当

(1) 期末手当及び勤勉手当

ア イ、ウ及びエ以外の職員

特別給の年間支給割合を0.05月分引き上げること。

具体的には、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（特別管理職員にあつてはそれぞれ1.0625月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（特別管理職員にあつてはそれぞれ1.2625月分）とすること。

イ 定年前再任用短時間勤務職員

特別給の年間支給割合を0.05月分引き上げること。

具体的には、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.7125月分（特別管理職員にあつてはそれぞれ0.6125月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.5125月分（特別管理職員にあつてはそれぞれ0.6125月分）とすること。

ウ 任期付研究員

特別給の年間支給割合を0.05月分引き上げること。

具体的には、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.75月分とすること。

エ 特定任期付職員

特別給の年間支給割合を0.05月分引き上げること。

具体的には、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.9625月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8875月分とすること。

(2) 初任給調整手当

医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師並びに医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額を417,600円とすること。

(3) 通勤手当

ア 自動車等使用者に対する加算の限度額を月額55,000円とすること。

イ 自動車等使用者又は交通機関等と自動車等を併用する者のうち、自動車の駐車のための施設等で人事委員会規則で定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とする職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対し、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの料金に相当する額として人事委員会規則で定める額を支給すること。

ウ 1箇月当たりの運賃等相当額、自動車等使用額及び駐車場の利用に係る通勤手当の額の合計額の限度額を150,000円とすること。

(4) 特地勤務手当に準ずる手当

新たに給料表の適用を受ける職員となり特地公署又は準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員に対し、特地勤務手当に準ずる手当を支給すること。

(5) 宿日直手当

勤務 1 回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は4,700円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は7,700円とすること。

3 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、2の(3)のイ及びウについては、令和8年4月1日から実施すること。